

議案第 106 号

甲府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
制定について

甲府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
甲府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 10 年 3 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。